

藤枝法人会報



〈2010年12月 山田辰美氏 撮影〉

No. 101

平成27年6月発行

発行所 **公益社団法人 藤枝法人会** 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会
員
募
集
中

公益社団法人 藤枝法人会 第3回定時総会開催

とき：平成27年5月20日(水)
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第3回定時総会を、5月20日（水）ホテルアンビア松風閣を会場に、藤枝税務署長 坪井伸介様、静岡県藤枝財務事務所長 渡辺直巳様、東海税理士会藤枝支部 支部長 安井博史様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催致しました。

決議事項の第1号議案 平成26年度決算承認の件、第2号議案 役員選任案承認の件は異議なく承認可決され終了しました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 坪井伸介様、静岡県藤枝財務事務所長 渡辺直巳様、東海税理士会藤枝支部 支部長 安井博史様の3名の方々にご祝辞をいただきました。

記念講演会は、一般参加の聴講者も加わり、講師に時事通信社解説委員 田崎史郎氏を講師にお迎えし、「日本は良くなるか」と題してご講演いただきました。

公益社団法人藤枝法人会 第三回定時総会次第	
一	開会の辞
二	会長あいさつ
三	議長進出
四	定足数の確認
五	議事録署名人進出
六	議事 (一) 決議事項 第一号議案 平成二十六年年度決算承認の件 監査報告 第二号議案 役員選任案承認の件
七	報告事項 ① 平成二十六年年度事業報告 ② 平成二十七年事業計画及び収支予算 ③ 平成二十八年年度税制改正要綱について 来賓祝辞
八	閉会の辞

(司会) 江崎総務委員



ご来賓の皆様方



牧田会長 挨拶



〈ご祝辞〉

坪井税務署長 様



渡辺財務事務所長 様



安井税理士会支部長 様



自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日

I.概況

公益社団法人へ移行して2年目を迎えた本年度は、その使命を達成するために税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。

また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

II.主な活動は次のとおりです。

<公益目的事業>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No98・No99・No100の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施しました。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

①地域イベント「藤まつり」への参加

②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進

③地域福祉団体「おのころ島」への協賛

<収益事業等>

1. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、A I U損害保険株式会社、アメリカンファミリー生命保険会社と連携を密にし法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

(2) 地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

(3) 中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

(4) 簡易保険払込制度を利活用しました。

2. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

①協力弁護士制度

②広告チラシ同封配布サービス

③講演放送局

④ネットで学習eラーニング「らくらく仕事塾」

- ⑤法人会提携ローン
- ⑥ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑦会員企業優遇サービス
- ⑧「早割電報」紹介サービス
- ⑨インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」
- ⑩事業承継支援制度

(2) 会員親睦事業

会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。

(3) 組織の充実・強化

組織基盤強化のために、平成26年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,967社・個人賛助会員3名となりました。

(4) 諸会議の開催

- ①定時総会の開催
- ②理事会の開催
- ③各委員会の開催
- ④その他必要な会議の開催

(5) 法人会相互の連絡協調

- ①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
- ②東海法人会連合会との連携
- ③公益財団法人全国法人会総連合との連携

3. 管理関係

- (1) 新定款や新諸規程の適正な運用に努めました。
- (2) 事務運営体制等の充実を図りました。

4. 表彰関係（順不同・敬称略）

(1) 平成26年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰

(公社) 藤枝法人会 理事 丸天淡水魚(株) 取締役会長 天野武夫
 (公社) 藤枝法人会 理事 山中缶詰(株) 代表取締役会長 山中晃次

(2) 平成26年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役員等表彰

(公社) 藤枝法人会 監事 (有)静岡経営労務管理センター 代表取締役 伊藤彰彦

(3) 平成26年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰

<功労法人表彰>

(株)赤阪鐵工所	代表取締役	赤阪全七
(株)共水	代表取締役社長	片岡征哉
(株)コハマ	代表取締役	小濱勝廣
(株)大勝堂外商部	代表取締役	安藤 聡
焼津鯉節水産加工工業協	代表理事	鈴木 隆

<会員たる法人の役職員表彰>

(株)松田屋	取締役会長	鈴木廣利
(株)藤興	専務取締役	西野浩史
(株)かしはる	取締役会長	法月吉郎
(団)社団平成会	理事	平井眞子
松葉倉庫(株)	取締役会長	松葉義之

(4) 平成25年度県連単位会表彰<藤枝法人会関係>

<会員増強表彰>

努力賞（加入率65%以上を3年間維持）

<研修参加率向上表彰>

研修参加率向上賞（研修参加率前年比3%以上増加）

<福利厚生制度重点項目推進特別表彰>

ビジネスガード推進表彰（新規企業数第2位）

貸借対照表

平成27年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	75,583	35,131	40,452
普通預金	13,551,890	13,670,507	△ 118,617
流動資産合計	13,627,473	13,705,638	△ 78,165
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
基本財産合計	44,000,000	44,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	10,823,323	10,558,013	265,310
減価償却引当資産	2,766,062	1,764,340	1,001,722
事務改善引当資産	3,000,000	3,000,000	0
部会周年行事引当資産	1,050,000	950,000	100,000
特定資産合計	17,639,385	16,272,353	1,367,032
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	98,942	△ 98,941
什器備品	1,346,523	2,249,304	△ 902,781
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	1,419,324	2,421,046	△ 1,001,722
固定資産合計	63,058,709	62,693,399	365,310
資産合計	76,686,182	76,399,037	287,145
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
預り金	0	0	0
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	71,000	71,000	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	10,823,323	10,558,013	265,310
固定負債合計	10,823,323	10,558,013	265,310
負債合計	10,894,323	10,629,013	265,310
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	65,791,859	65,770,024	21,835
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(6,816,062)	(5,714,340)	(1,101,722)
正味財産合計	65,791,859	65,770,024	21,835
負債及び正味財産合計	76,686,182	76,399,037	287,145

新役員紹介

No.	役職名	法人名	理事名
1	会長	焼津信用金庫	牧田和夫
2	副会長	青島ポンプ工業(株)	青島直久
3	副会長	(株)アンピ・ア	松永勝裕
4	副会長	(株)コヤマ	小山明良
5	副会長	賛栄設備工業(株)	小出勝三
6	理事	(株)赤阪鐵工所	塚本義之
7	理事	(株)いちまる	大井達也
8	理事	石原水産(株)	石原直
9	理事	(株)共水	片岡征哉
10	理事	(株)倉嶋自動車商会	倉嶋伸康
11	理事	(株)コハマ	小濱勝廣
12	理事	(株)コハラ	小原照光
13	理事	近藤建設工業(株)	近藤友一
14	理事	榊原産業(株)	榊原昇次
15	理事	(株)清和不動産	清水みさ代
16	理事	(株)大勝堂外商部	安藤聡
17	理事	東海ガス(株)	藪崎正義
18	理事	東海造船運輸(株)	櫻井達也
19	理事	(株)ニッセー	油井昇
20	理事	(株)長谷川鐵工所	長谷川政敏
21	理事	(株)丸川	坪井大助
22	理事	(株)マルハチ村松	村松善八
23	理事	(株)マルイリフードサプライ	寺岡弘泰
24	理事	(有)めぐみ自動車販売	奥山光浩
25	理事	焼津鯉節水産加工工業(協)	井之上茂利
26	理事	焼津漁業(協)	松永喜一郎
27	理事	焼津水産化学工業(株)	内山毅彦
28	理事	(株)柳屋本店	村松康範
29	理事	(株)藪崎新聞店	石川準
30	理事	焼津蒲鉾商工業(協)	池ノ谷政利

No.	役職名	法人名	理事名
31	理事	山中缶詰(株)	山中宏昭
32	理事	(株)飯田電機	飯田敏之
33	理事	大井川農業(協)	工藤重雄
34	理事	(株)共立アイコム	小林正敏
35	理事	共和成産(株)	鈴木透
36	理事	(株)佐藤工業所	佐藤輝男
37	理事	志太榛原米穀卸(株)	山口章
38	理事	(株)杉浦純商店	杉浦聡
39	理事	(株)杉山工務店	杉山裕巳
40	理事	(株)鈴木鉄工所	曾根寛
41	理事	駿遠運送(株)	杉本正実
42	理事	大一運送(株)	山本雅義
43	理事	(株)ツチャコーポレーション	土屋富久夫
44	理事	初亀醸造(株)	橋本謹嗣
45	理事	(株)藤枝江崎新聞店	江崎晴城
46	理事	ホンダモーター藤枝販売(株)	渡邊博文
47	理事	(株)松浦恒産	松浦正秋
48	理事	(株)松田屋	鈴木利幸
49	理事	松葉倉庫(株)	松葉秀介
50	理事	丸天淡水魚(株)	天野武夫
51	理事	(株)マルハン	若林達朗
52	理事	(株)山田組	足立藤夫

監事

No.	役職名	法人名	監事名
1	監事	丸石(株)	大石格之助
2	監事	(株)カネトモ	小長谷茂
3	監事	静岡県経営労務管理センター	伊藤彰彦

HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております





税制改正のあらまし

法人税関係

1 法人税率の引下げ

法人税の税率が23.9%（現行25.5%）に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ（「地方税関係」参照）、これにより法人実効税率は次のとおりとなります。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成28年4月1日以後 開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
(参考) 大法人向け法人事業税所得割 *地方法人特別税を含む *年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
(参考) 国・地方の法人実効税率 *標準税率ベース	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

(1) 欠損金の控除限度額の引下げ

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、段階的に引き下げられます。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額（所得金額の100%）が存置されます。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度
欠損金の控除限度額	繰越控除前の 所得金額の80%	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%

(2) 繰越期間の延長

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が10年（現行9年）に延長されます。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が、それぞれ10年（現行9年）に延長されます。

適用時期

(1)の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(2)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

3 受取配当等の益金不算入制度の見直し

受取配当等の益金不算入制度について、現行の持株比率の基準及び益金不算入割合が見直され、次のとおりとなります。

現行		改正案	
持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
		5%超1/3以下	50%
25%以上	100%	1/3超	100%

(注) 持株比率5%超1/3以下の株式等及び持株比率5%以下の株式等については、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

4 研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度について、「一般試験研究費」の控除限度額が「法人税額の25%」に見直されるとともに、「特別試験研究費」の控除限度額を別枠化（5%）し、控除限度額の総枠が「法人税額の30%」とされました。また、「特別試験研究費」の範囲が拡充されるとともに、税額控除率についても引き上げられます。

《現行》

控除限度の総枠		法人税額の30% (今年度末まで。原則は20%)
一般試験研究費	税額控除率	8~10% (中小法人12%)
	控除限度額	法人税額の30% (今年度末まで。原則は20%) ※ 控除限度超過額は1年間繰越。
特別試験研究費	範囲	以下の試験研究に要する費用 ①国の試験研究機関等・大学との共同・委託研究 ②民間企業との共同研究 ③中小企業者への委託研究 ④技術研究組合の組合員が行う協同試験研究 ⑤希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究
	税額控除率	12%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度の枠内

《改正案 (平成27年度改正)》

控除限度の総枠		法人税額の30%
一般試験研究費	税額控除率	8~10% (中小法人12%)
	控除限度額	法人税額の25% ※控除限度超過額の繰越は廃止。
特別試験研究費	範囲	以下のとおり拡充 ・「③中小企業者への委託研究」について、委託先に、公益法人等 (※社会医療法人等を含む)、地方公共団体の機関・地方独立行政法人 (※公立病院を含む) 等を追加 ・「⑥中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加 ※①の「国の試験研究機関等」の範囲の見直し 現行の「試験研究独立行政法人」を「国立研究開発法人」に見直し
	税額控除率	①: 30%、②~⑥: 20%
	控除限度額	法人税額の5% (別枠)



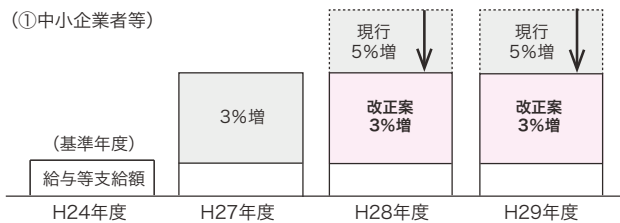
適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

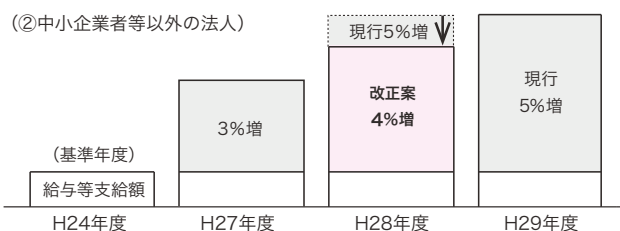
5 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の見直しが行われます。

①中小企業者等



②中小企業者等以外の法人



適用時期

①の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。②の改正は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

6 地方拠点化税制の創設

企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の承認を受けた企業に対して、一定の建物等に係る投資減税 (特別償却又は税額控除)、雇用促進税制の特例が講じられます。

《例》東京23区からの移転の場合

- ① 本社等の建物等に係る投資減税…特別償却25%又は税額控除7% (27・28年度。29年度は4%)
- ② 雇用促進税制の特例…地方拠点の増加雇用者数1人あたり最大80万円の税額控除 (最大の場合、3年間合計で140万円)

適用時期

投資減税については、地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認を受けた日から2年以内に取得等をする建物等について適用されます。

また、雇用促進税制の特例については、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

地方税関係

1 外形標準課税

(1) 法人事業税の税率の見直し

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおり改正されます。なお、法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税 (付加価値割及び資本割) が2年間で1/2に拡大されます。

	現行	改正案		
		平成27年4月1日以後開始事業年度	平成28年4月1日以後開始事業年度	
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	
資本割	0.2%	0.3%	0.4%	
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注1) 所得割のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

(2) 外形標準課税の拡大による配慮措置

- ① 一定規模以下の法人において、事業税額が外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、負担変動に対する配慮措置が講じられます。

- ② 法人事業税（外形標準課税）においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度が導入されません。

2 ふるさと納税の拡充

- (1) 個人住民税における都道府県又は市町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、特例控除額の上限が個人住民税所得割の2割（現行1割）に拡充されます。
- (2) 確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みが創設されます。

適用時期

(1)の改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。(2)の改正は平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。

消費税関係

消費税率10%引上げ時期の変更

- (1) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日とされます。
- (2) 消費税率（国・地方）の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正が行われます。
- (3) 「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）が削除されます。

所得税関係

1 ジュニアNISAの創設

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が創設されます。

ジュニアNISAの概要

非課税対象	20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
年間投資上限	80万円
非課税投資総額	最大400万円（80万円×5年間）
口座開設期間	平成28年から平成35年までの8年間 （適用期限は現行NISAと同様）
非課税期間	最長5年間
運用管理	親権者等の代理又は同意の下で投資 18歳になるまで原則として払出し不可

適用時期

平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

2 NISAの改正

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が、120万円（現行：100万円）に引き上げられます。

適用時期

平成28年1月1日以後に設けられる非課税管理勘定について適用されます。

3 住宅ローン控除等の延長

住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、適用期限（平成29年12月31日）が1年6ヶ月延長され、平成31年6月30日までとされます。

資産税関係

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成27年の非課税枠が拡大されるとともに、消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減に対応するための措置が講じられた上で、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

対象期間	消費税率10%の場合（注1）		左記以外の場合（注2）	
	耐震・エコ・ （注3） バリアフリー住宅	一般住宅	耐震・エコ・ （注3） バリアフリー住宅	一般住宅
26年1月～26年12月			1,000万円	500万円
27年1月～27年12月			1,500万円	1,000万円
28年1月～28年9月			1,200万円	700万円
28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

（注1） 消費税率10%で住宅購入を契約した者について適用。

（注2） 消費税率8%で住宅購入を契約した者及び個人間売買により中古住宅の購入を契約した者について適用。

（注3） ・耐震住宅：耐震等級2以上又は免震建築物に該当する住宅
・エコ住宅：省エネ等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上（27年より追加）の住宅（※一般的に、太陽光パネル等の設置を伴う増改築等をした住宅は、一次エネルギー消費量等級4を満たす）
・バリアフリー住宅（27年より追加）：高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

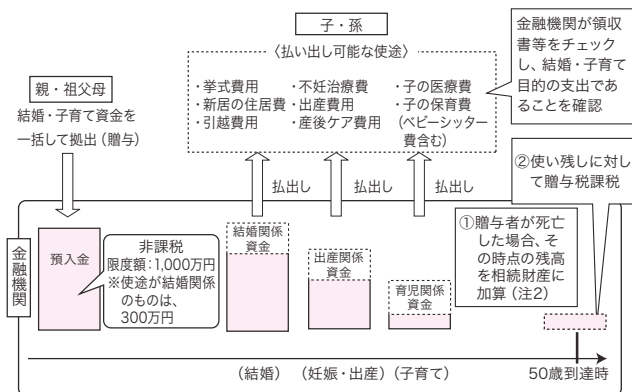
2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の

非課税措置の創設

個人(20歳以上50歳未満の者に限ります。以下「受贈者」といいます)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は抛出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)までの部分については、贈与税が課されないこととされます。

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(20歳~50歳、受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して抛出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円が非課税とされます。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されます(注2)。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、使い残しに対しては、贈与税課税が課税されます。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいいます。

(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象とされません。

適用時期

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に抛出される結婚・子育て資金に係る贈与税について適用されます。

3 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、特例対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられた上で、適用期限が平成31年3月31日まで延長されます。

その他

1 財産債務明細書の見直し

財産債務明細書について、次の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されます。

(1) 提出基準の見直し

「所得2千万円超であること」かつ「総資産3億円以上または有価証券等(注)1億円以上(12月31日時点)であること」とされます。

(注)「有価証券等」の範囲は、出国時特例の対象資産と同様

(2) 記載内容の見直し

記載内容は、国外財産調書と同様とされます(例:不動産は所在地別に、有価証券等は銘柄別に記載。価額は原則として時価(見積価額も可)とされます)。また、出国時特例に活用する観点から、有価証券等については取得価額も併記します。

(3) 過少申告加算税等の特例

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。

適用時期

平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

2 空家等対策の推進に関する固定資産税等の改正

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置(課税標準を1/6又は1/3とする特例)及び都市計画税の課税標準の特例措置(課税標準を1/3又は2/3とする特例)の対象から除外する措置が講じられます。

*本内容は、平成27年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱等に基づいています。
今後の国会審議等にご留意ください。

富士山と共に生きる

～女神の山の魅力と課題～

常葉大学教授 山田 辰美

第1回 富士山観光について考える

オーバーユース

美しい富士山に生涯に一度は登ってみたいと思って、人々は富士山に集まる。五合目から登山道を登り始めた人数は、夏の2か月の限られた期間に30万人を超える。その半数以上が山梨県の吉田ルートを利用している。富士登山の玄関口に当たる富士スバルライン五合目には、「大阪名物たこ焼き」や焼きとうもろこし屋ののぼりや看板などが並ぶ出店でごったがえし、どこかの縁日といった状況になっている。



大きな土産物屋が軒を並べ、客寄せの呼び込みや買い物をする客の雑踏の中にいると、標高2300mの場所にいることを忘れそうになる。霊峰だ、信仰の山だと言わないまでも、国立公園、自然公園の中とは思えぬ有様が展開する。夏休み時期の週末の様子は明らかに適正を欠いたオーバーユースの状態である。人々は夏の限られた時期に、山頂部の狭い空間にひしめき合い、登山道やトイレの前では渋滞の発生が慢性化するという。登山者は過密状態の富士山でどんな感慨を抱いて帰るのだろう。富士山の大自然に対峙し、雄大さや神秘性を体感し感動する「Feel the Fuji」はそこにはないだろう。世界遺産となった富士山はどうあるべきなのかが問われている。

六根清浄

静岡県側にある3つの登山口には富士吉田口ほどの混雑はないが、ここまでは自動車で簡単に行ける。そのお蔭で、気軽に軽装や軽装備で富士登山が楽しめるようになった。かつての富士登山は山岳信仰の典型的な行為で、仏教の厳しい行であり修業と認識されていた。富士の湧水で禊（みそぎ）を取り、白装束に身をまとい、富士山の厳しい自然に挑み、「六根清浄」という呪文を唱えながら、険しい岩山を踏みしめて一步一步登るのだ。

六根清浄の六根とは、人間がこの世界と関わって生きるためにしっかり張る必要のある根っこを意味している。六根の内の五つは眼、耳、鼻、体、舌のこと。すなわち視覚・聴覚・臭覚・触覚・味覚の五感のことで、この世界の美しさ、季節の変化、食の楽しさなど、この世界の真相や神羅万象を感

知し認識するための根っこである。残りのもうひとつの根っこは、人の心や感情を理解する感受性であり、意根という。人間社会で仲間と喜び悲しみを共感し合い、和合して生きるために必要な根っこである。合わせて六つの感性が穢れなく淀みなく、清らかになることを祈るための呪文なのだ。清々しく美しい富士山のように、自分の精神や感性を清めたいと願う日本人にとって、富士山は大好きな憧れの山なのだ。だからこそ富士登山は、多くの煩悩や本質的でない欲望に囚われている日常生活から離れて、自分の人生で最も大切にすべきものを見極めるために、清らかな心持ちに到達する宗教的行為そのものであったのだ。いわゆる登拝と呼ばれる行為である。

厳しい環境の高い山にいる人は人偏に山と書いて仙人であり、山を下った谷や低地にいる人は人偏に谷と書いて俗人であるといった考えが、古来の日本にあった。昔は日本一高い富士山に登ることは命がけのことであっただけに、ありがたいご利益も大きいと考えられ、六根（感性）を浄化（清浄）する効果も絶大であったのだろう。昔は富士講と呼ばれる集団で、御師の指導を受けながら、互いに支え合いながら仲間と登るスタイルが一般的であったようだ。自動車道が整備され、富士登山が気軽に簡便なものになる一方で、失ったものも大きいようだ。

富士山の利活用

富士山の望ましい利活用を検討するために、静岡県は平成13・14年に「富士山の適性利用委員会」を設置した。県の狙いは、富士山という環境資源を守るために、利用者から環境税を徴取する必要性や可能性を追及することにあつたと思われる。そこで私は、富士のエコツーリズム（観光などの活用）と保全は、広大な富士山が持つ固有の魅力や資源性を一つ一つ見直すことから始めるべきではない



かと意見を述べさせていただいた。まずは守るべき宝物が何なのか、観光などの利用に先立って環境資源を掘り起こすことやその特性（希少性や脆弱性に留意）を理解する努力をして欲しいと考えたからだ。しかし、そこでの議論は相変わらず、5合目以上の山頂部付近の利用に終始するものであり、トイレとごみの問題からなかなか抜け出せなかった。富士に魅力を感じ、富士について研究する一人として、はがゆさを感じ続けていた。

「観光」というのは中国の古い言葉で、自然の雄大さや神秘、さらに人類の文化や英知などの価値（光）を体験などによって直に感得する（観る）行為を意味すると言う。エコツーリズムの大きなポテンシャルを秘めた富士山に、独自性や持続可能性をもった魅力的な観光を根付かせるために、多様な分野の専門家によって、価値のある素材が正当に掘り起こされ、分かりやすく整理されることが急務だと考えている。大切に守るべきものが何であるかが認識されないまま、地元はとにかく富士に人々を集めようとしているようだ。

富士まりも

富士山のかかえ持つ魅力の一例を挙げよう。富士の湧水によって形成された湖の底に「富士まりも」という貴重で謎の多い生物が静かに息づいていた。深い緑色をした玉は何十年もかけて少しずつ少しずつ成長する。それだけでも、癒し系の魅力的なキャラだと思う。北海道の阿寒湖などがまりもで有名であるが、まりもは北国のきれいな水辺にだけ出現するものだ。低緯度の日本中部に位置する山中湖でまりもが発見されたことに、世界



中が驚いた。もちろん冷たくて清らかな水辺という環境が富士山にあったからだ。富士山の地下水が標高 1000m 付近で湧き出して溜まったのが富士五湖である。山中湖に続いて、河口湖と西湖でもまりもが見つかったが、日本の高度成長やバブル景気など開発や観光地化が進行する中で、その姿が見られなくなっていった。

まりもという生き物は一般的に球体であると思われるが、シオグサ科に属する緑藻類の一種で、無数の糸状体が、球形に限らず集合体を形成する。西湖などでは、球体でなく湖底の溶岩上にマット状に見られることが多く、水槽で生育したのも天然まりもの様にきれいな球体にならない。ビロード状の密な球体になるために岸辺の波や湧水場の水流が必要であるなどの諸説があり、定説はまだ明らかにされていないようだ。

富士まりもの研究は数少ない研究者によって地道に進められている。まりもの生育する湖の環境を復元させ、保全することが最も重要だと考えるが、その取り組みはいまだに始まっていない。

ブラックバス

まりもといううっとりするほど神秘的な学習材が存在するのに、あろうことかそれを生み出した富士山の湖に北アメリカ原産のブラックバスなどの魚食魚が放流され、若者たちがモーターボートで湖面に出てルアーを投げ込んでいるのだ。富士五湖観光の切り札として、観光業者が河口湖でブラックバスを闇放流し、若者向けのスポーツフィッシングとしてテレビなどのメディアで発信した。それが



大ブームとなり、釣り目当ての観光客をたくさん集めた。大食漢の魚食魚ブラックバスはまりもを食べることはないが、たくさんの植物食の小魚を食べて育つ。かつては、ワカサギという美味しいことで人気の小魚が放流され、特に冬の山中湖では全面結氷した湖面で穴釣りを楽しむ姿がみられた。しかし、地球温暖化というよりは山中湖周囲の旅館やホテルからの温排水の流入などが原因で、30年ほど

前から全面結氷が見られなくなっていた。(平成 18 年に久しぶりに全面結氷した) ブラックバス釣りには具合が良かったかも知れない。

富士山地域の現在の水辺を代表する魚が実は、ブラックバスという侵略的外来生物であることに驚く人も多いだろう。この外来魚が釣魚として認定されている国内の水域は、皮肉にも富士箱根伊豆国立公園内に集中している。芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖の 4 水域だけで、釣りの対象魚として存在が認知されている。他の全ての水域では駆除すべき生物となっているのだ。さらに、この釣りに用いられる疑似餌の中に生殖毒性の疑いがある物質(フタル酸ジエチルキシル)を含むワームとよばれるものが、平然と使われているありさまであった。観光が富士の魅力や美しさを歪めていると言えるだろう。

山中湖など富士五湖は、江戸時代から登山者などが身を清めるために禊(みそぎ)を取ることに用いられる聖域・パワースポットであった。ユネスコの世界遺産委員会は山中湖など富士五湖のプレジャーボートなどに対し、名指しで改善すべき課題としている。問題なのは湖面を疾走するモーターボートや水上バイクだけではない。手漕ぎのボートに変わって、白鳥の形をした足こぎボートがうじょ



うじょ増殖している。山中湖には本来、オオハクチョウやコハクチョウが飛来し、清らかな湖のシンボルとして愛されていた。ところが、それとは違う怪しい白鳥がいつの間にか湖面で見られるようになった。ヨーロッパに生息するコブハクチョウが観光客を楽しませる目的で導入されたものが増殖したのである。足こぎボートまで、コブハクチョウ型のものが主流となっている。増殖したコブハクチョウは忍野八海などにも出現し、迷惑がられている。もはや、富士山本来の自然(真正性)であるかどうかは問題とならないのか。世界遺産となって、厳しい監視の目にさらされて行くことになる。金になればいいずらと開き直る観光は迷走を続け、富士の宝物をも食いつぶして行くように思える。

世界遺産と認定された富士山を世界の宝物として保全するために、真っ先に取り組むべきことは何だろう。それは富士山のかかえる豊かさや富士山固有の資源性について、改めて国民みんなで確かめ合うことから始めるべきだと思う。それらを分かりやすく伝えることは簡単ではないが、生態学者の使命でもあると考えている。

【山田辰美氏 プロフィール】

1952 年、静岡県藤枝市に生まれる。静岡大学理学部生物学科を卒業。

専門は生態学・環境教育・水生生物学。

現在、常葉大学社会環境学部教授、(NPO 法人) 里の楽校理事長、富士学会監事、環境省自然環境保護推進委員、静岡県環境審議会委員などを務める。

これまで富士山適性利用検討委員会、富士山わくわく体験学習検討委員会などの委員を歴任。

総論

安倍政権が誕生して、早二年半が経過しました。民主党時代の未成熟な政治に嫌気がさした国民感情はなかなか変わらず、昨年末の解散総選挙でも、衆議院議員の3分の2を与党が占める圧勝。烏合集散を繰り返す野党の存在感はほとんど感じられず、唯一共産党が躍進する事になりました。「ねじれ国会」時代の「決められない政治」から「決められる政治」に転換できたのは国民にとって幸いですが、自民公明両党内での話し合い・調整でどんどん重要法案が形作られていく現状に不安を抱く国民も多いと思います。ましてや、原発再稼働や集団的自衛権、沖縄基地問題など、世論を二分する課題が山積んでいます。丁寧なうえにも丁寧な議論をお願いしたいものです。

ここで期待したいのがマスコミです。存在感のない野党に成り替わり、政策をチェックしていくのはマスコミの重要な役割です。チェックと言ってもただただ「反対」を唱えるのではなく、十分な検証のもと、政策の是々非々を、国民に分かりやすく知らせ、時には問題提起してくる事も必要です。とかく現政権におもねる報道が目につき、「官邸の意向」云々などのうわさも見聞きする昨今、チェック機能を発揮していただきたいと思います。

消費税率10%への引上げは、景気判断により1年半先送りになりました。この1年半の猶予期間にやるべき事はただ一つ。国民への負担増を求めるなら、まず行財政改革をすべきであり、議員定数削減や歳費削減などまさに「隗より始めよ」です。国民の目に見える形で、行政経費の削減や組織の簡素化に取り組み、結果を出してほしいものです。ましてや、補助金受取企業からの政治献金を受け取るなど、はしたないマネは止めていただきたい。そしてその上で、消費税のあるべき姿を、基本に立ち返って議論すべきです。「軽減税率は?」「逆進性の緩和は?」「インボイスは?」等等、さまざまな立場からの意見を集約して、より良い税制を構築していただきたい。また、税率が引き上げれば、滞納の問題も出てきます。徴収なども含めた、広範囲な議論をお願いします。

平成27年度税制改正において、法人税率引下げが行われ、私どもの要望がわずかながら反映されました。しかし改正のほとんどが、消費税率引上げの為の下地作りのような、期限限定の税制ばかり。その場限りのツギハギのようで、「公平・中立・簡素」という税制の原則とはかけ離れております。今後、日本経済が本当に活力を取り戻し、努力した者が報われる社会、善良な中小企業が経営を維持成長できるような税制を目指し、平成28年度税制改正に関する提言をまとめました。

基本事項

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人税率の引下げ（中小企業優遇税制の確立）

少子高齢化、人口の減少や国際競争の激化に加え、中国をはじめとする新興諸国の台頭により、我が国企業の国際競争力の低下が懸念されている。法人課税については、世界的に実効税率は20%台が主流となりつつある中、我が国の実効税率は欧州やアジア諸国に比べ依然として極めて高い水準にある。平成27年度税制改正において、法人税率の引下げが予定されているが、国際競争力を維持し、企業経営の活性化や経営体質の強化のためにも、法人税基本税率の更なる引下げにより実効税率20%台にすることを要望する。

(2) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

我が国の中小企業は、国の経済構造において重要な役割を果たし、地域経済の大きな担い手となっている。しかし、近年、中小企業は度重なる法人税課税ベースの拡大により、雇用や金融面の問題も含め、極めて不利な立場に置かれている。

また、連結納税制度が導入され、連結納税に伴う税収減を補うための方策として導入された措置も、結果的に法人税の課税ベースの拡大を招き、中小企業にとって不利となっている。

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

(3) 中小企業の定義（範囲）の改定

税法上の中小企業の定義については、現在、資本又は出資の金額が1億円以下となっているため、それを超えると税制上の優遇措置を受けられないことになっている。経営基盤を強化するためには、資本の充実はグローバル化された経済社会では必要不可欠であり、企業活動の活性化の観点や税制の「公平・中立・簡素」の三原則、また会社法及び企業会計原則等に沿うためにも中小企業の定義を現状の1億円以下から、基準の見直し・引上げを要望する。

(4) 同族会社の留保金課税の全面的廃止

中小企業の体質強化の阻害要因となってきた「同族会社の留保金課税」は、平成19年度の税制改正で資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業にとっての外部資金の調達は依然として難しく、内部留保が柱となっている。中小企業の財務体質を強化する観点からも全面的に廃止することを要望する。

(5)特別法人への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来活動の実態に応じて課税すべきものである。

公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。特に、官僚の天下りや税金の無駄遣いの温床となり易いと判断できる特殊法人は、直ちに廃止する等の措置を断固要望する。

(6)交際費課税の損金算入

交際費等の損金不算入については、平成26年度税制改正により、交際費の中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について適用期限が2年延長されるとともに、交際費の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入できること（大企業にも適用）のいずれかを選択適用できるようになったが、そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大巾に引上げるよう要望する。また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

(7)減価償却制度の改善

a. 平成19年度の税制改正で償却可能限度額及び残存価額が廃止され、平成21年度の税制改正でも機械及び装置を中心に、資産区分の整理と法定耐用年数の見直しが行われたが、平成23年度改正で耐用年数は実質的に後戻りした。益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化をよう要望する。

また、同じ耐用年数での償却率が3種類混在することになり、結果として事務処理の煩雑さを増し、ソフトウェアの更新など新たな費用負担も発生している。

b. 次に、少額減価償却資産の損金処理限度額30万円未満を資本金にかかわらず50万円に引上げ、恒久的な税制とするとともに、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを要望する。

c. また、建物及び建物に付随する設備の償却方法については、償却年数が長いことにより、投下資本の回収期間の長期化や固定資産税の支払期間の長期化を招き、国際競争力を損なっている。定率法による処理も認めること。

平成23年度の改正で、平成23年4月1日以降に取得する減価償却資産の定率法の償却率は定額法の2.5倍から2倍になり、保証率についても所要の整備が行われているが、償却率の変更は長期にわたり影響するものであり、元に戻すべきである。

(8)役員給与および役員賞与の取り扱い

a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来委託報酬であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

b. 同族会社にも利益連動賞与の損金算入を認めるべきである。

前記a. が実現するまでは当面の措置として、経営者の経営意欲を高め企業活力を与える観点から、同族会社における役員利益連動賞与についても、一定の要件の下損金算入を認めるべきである。

(9)確定拠出年金拠出限度の引上げについて

平成26年度の税制改正で確定拠出年金の拠出限度額が引上げられたが、個人の資産運用比率を高め、企業の運用負担リスクを軽減するには未だ不十分である。

拠出限度額の更なる引上げを要望する。

①企業型・他の年金制度がない場合：月額5.5万円→10万円

② 〳 ・他に企業年金がある場合：月額2.75万円→6万円

(10)自然災害等に備えた税制の確立（法制化）

全国で地震・風水害・雪害等による被害が多発している中で、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されており、全ての企業の防災事前対策費用（防災改修、食品備蓄、発電装置、飲料水再生装置等）につき即時償却または税額控除等の税制措置の創設を要望する。

(11)寄附金の損金算入制度について

a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄附金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。

b. 寄附金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄附金の認可条件を緩和するとともに、一般寄附金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄附金（3万円以下）は全額損金として認めること。

- c. 特定公益団体に対する寄附金は一般寄附と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄附金は、指定寄附金と同様な取扱いとすること。

(12) 支払配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しを要望する。

(13) 適用額明細書の廃止

「租税特別措置」についてゼロベースからの見直しが行われ、整理統合が進められるようである。その「ふるい」にかける為に、租税特別措置透明化法を制定し適用額明細書の添付義務を廃止するよう要望する。

(14) 大法人の子会社に対する中小特例の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取り扱い（中小特例の適用）について見直されたが、雇用延長策や雇用確保策の点からも除外するのは不適当であり、特例措置適用とすることを要望する。

(15) 生産性向上投資促進税制の見直し

平成26年1月より、民間投資と消費の拡大を図るため生産性向上設備投資促進税制の創設及び中小企業投資促進税制の拡充がなされたことは、経済活性化という面で評価できる施策と考える。ただし、生産性向上設備投資促進税制は手続きが煩雑であるため、利用しやすいように簡略化することを要望する。

また、新設の生産性向上設備投資促進税制における適用ジャンルの拡大、即時償却または税額控除の適用、繰り越し控除の適用方法等の制度面の改善を要望する。なお、本税制は平成29年3月末までの制度であるが、企業の設備投資を促す税制であり経済効果も見込まれるため、29年度以降も実施することを要望する。

2. 所得課税のあり方

(1) 税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降分から7段階構造となったが、累進税の構造はそのまま、税率も諸外国に比し高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。

課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。

また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2) 課税最低限

課税最低限は依然として主要諸国と比較し高く、非納税者の国民全体に占める割合も年々高くなってきている。国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を下げるとともに、パートやアルバイト収入に対しても源泉課税を行う等の「広く、薄く、公平な」税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを提案する。

(3) 総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべきであり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。さらに、金融課税一体化等が進められている。しかし、これらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え総合課税とすべきである。これらの分離課税は20%と所得税の最高税率45%に比べ低い。分離課税適用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。

その実現のために、N分N乗方式、2分2乗方式への移行やマイナンバー制度等の基盤の確立を急ぐべきである。

(4) 少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 給与所得控除の見直し（少子化社会に備えた税制）

少子化社会に備えすぎる所得控除を整理し、必要性の高い控除については控除金額を増額する等、控除制度全般を見直すべきである。

先般、子ども手当（現行の「児童手当」）の支給に併せて年少者扶養控除が廃止されたが、特に少子化対策に効果があるものについては、子育て期間中の養育者控除を新設したり、思い切って税額控除を行う等の教育や育児に関わる新しい斬新な制度の創設を要望する。

また、児童手当を廃止して、保育費用・学校給食・子どもの医療費等の無料化や出産費用の全額国負担、全国の保育施設の充実による保育待機児童対策などの環境整備を優先すべきである。

さらに将来を展望し、現在の個人単位からN分N乗方式、2分2乗方式への移行も視野に入れていく必要がある。

b. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

定率減税の廃止など個人所得税の重課税傾向が強まっている。特に公的年金を受給している高齢者にとっては、老年者控除が廃止され、年金課税や後期高齢者医療制度など、ここ数年、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い介護老人等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の公的年金収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な公的年金受給者770万円超の控除は廃止すべきである。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

(5)自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

法人税の項でも述べたが、個人の場合でも同様なケースが生じる訳であり、自然災害に対する予防・安全対策を講じた場合は、その対策等に要した費用に対して雑損控除の枠を拡大する等の税制上の優遇措置を講ずるよう要望する。さらに、災害にあった場合については、雑損失のうちの災害により生じた部分は繰越控除に期間を無制限もしくは30年とすべきである。

(6)住宅関連税制の改善

a. 平成27年度税制改正により住宅ローン控除等の適用期限延長がなされたが、住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせ20年とするよう要望する。

b. 個人が一生に一度あるかないかの買い物に対して、消費税率の引上げは大変な負担を強いるものである。特に裾野の広い住宅産業ということを考慮すれば、一步間違えれば景気回復の足を引っ張る懸念もある。個人がより良質で安心・安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は消費税を支払った後、還付申告により一定割合を還付する税制面での優遇措置の導入を強く要望する。

c. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。

また、中古住宅についても不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

(7)二重課税の全面的廃止

株式配当課税や酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

(8)復興特別所得税について

平成23年度改正により、東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が、平成25年分から25年間に亘りすべての所得税額の2.1%相当額を課税されることになった。25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない用途が不明確なものは取りやめることを要望する。

(9)不動産譲渡損失の損益通算の復活

平成16年1月1日より居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなったが、不動産の流動化にとって一層悪い影響を及ぼすこととなる。損益通算の復活を要望する。また、繰越控除も認めるよう要望する。

(10)不動産所得の負債利子の損益通算の復活

不動産に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合は、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。この取扱いはバブル期の特別措置として設けられたものであり、納税者に不利益を強いるものである。

損益通算の復活を要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

相続税は、米国をはじめ西欧諸国を中心に廃止の傾向にある。

平成25年度税制改正にあるような相続税の課税強化の方向性はもとより、わが国の相続税制が今後も現行のまま推移すれば、国内財産の海外へのシフト、即ち国内財産の空洞化を招くこととなるので、近い将来、廃止することを要望する。

(1)相続税の課税強化の見直し

平成25年度税制改正（27年1月より施行）において、基礎控除の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国に比べ基礎控除額は低位であり、むしろ基礎控除額の引上げを要望する。

(2)事業承継税制の確立（法制化）

a. 現在のわが国の事業承継税制は、欧米諸国に比べ未だ不十分である。

日本経済の担い手である中小企業の企業存続に関わる問題であり、また、国際競争にも十分太刀打ちできるよう内容の整備を行うとともに、簡明化し、独立した税制として法制化すべきであることを、まず要望する。

b. 平成25年度税制改正により事業承継の要件緩和がなされたが、これら緩和後の要件であっても、厳しい中小企業の経営環境から見て、極めてハードルが高いものであり、国際競争上、事業用資産について原則非課税としている欧米諸国とは、全く勝負にならない。欧米諸国と同様、事業承継に係る事業用資産は非課税とすべきである。

全面非課税とするまでの間は、少なくとも農業従事者と同様、"猶予期間"を延長するか、できれば、"猶予"は"免除"とすべきである。

c. また、取引相場のない株式の課税価格は、事業承継にとって大きな足かせとなっている。前述の通り、軽減措置については、若干の拡充が図られてきているが、欧米で採用されている事業用資産の非課税（軽減）措置とは見劣りがする。当面、軽減措置で対応するのであれば、減額率を70%程度に引上げること。前項でも述べた通り、最終的には非課税とすることを強く要望する。

また、この軽減措置は、小規模宅地の課税価格の特例と選択適用となっているが、これを切り離して、それぞれに適用するよう要望する。

d. なお、相続税について、「富の一部を社会に還元する」という考え方により遺産取得課税方式の導入が検討されている。これは、今まで緩和されてきた相続税の負担水準を厳しくし、世代間の承継を抑制して、再配分機能を回復させることが狙いのようだが、中小企業の安定的な存続と成長を目的とした事業承継制度が拡大・強化されるよう強く要望する。

e. 親族外承継について認められたが、相続税の申告方法が従来そのままであれば、遺産内容が全て親族外の第三者に知られることとなり、問題が残らないように相続人との調整措置が必要である。

(3)非上場株式の評価について

事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考えられる。この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

(4)相続時精算制度について

a. 平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。

生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続額に組み込まれるので、精算課税制度を選択した場合は、その都度申告しなければならない。

生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引下げと贈与段階で納税が完了するように手続を簡素化すること。

また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を上げるべきである。

これに関連した提案であるが、従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。

b. 相続時精算課税制度について未だ活用の事例が少ないようである。同制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時があるいは採用した時点かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

4. 地方税制のあり方

(1)地方自治体の課税自主権の拡大に伴う監視の強化

政府の"三位一体改革"により地方自治体の課税自主権は大きく拡大していくことは確実である。まず、税源の移譲を皮切りに地方分権改革はスタートしたが舵取りを誤ると地方行政の肥大化、ひいては地方財政の破綻という最悪の事態も考えられる。

については、これからの地方の行・財政状況の変化、特に地方分権一括法により制度化された法定外目的税の運用等について、世論とともに、監視し或いはあるべき姿を提言できる利害関係のない第三者機関を設立することを提案する。

(2)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

地価の下落は保有資産の目減りをもたらし、不良債権処理を困難にする等企業経営に悪影響を及ぼし、景気回復の足かせとなっている。かかる経済状況下では、経済波及効果の高い不動産市場の流動化が不可欠である。譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大巾に軽減することが必要である。更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(3)固定資産税の見直し

行・財政改革は、国に限ったことではなく、当然、地方においても断行されなくてはならない。まず、このことを前提として、引き続き次を要望する。

- a. 平成19年度に法人税の減価償却方法が改正されたが、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。
- b. 固定資産税の税率を引下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引下げること。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、家屋は年々老朽化し価値が下がるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改めるなど、税負担の軽減策を要望する。
- c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。10年以上も地価が下落しているにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。
評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。
- d. 固定資産税等の評価基準は公示価格の70%（平成6年度）としているが、地価が下がっている現状を考えると、評価見直し期間を3年に1回でなく、2年に1回程度に改定すること。
また、評価基準を現行の70%から以前の50%へ戻すことを併せて要望する。
- e. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産税が1/2となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。
- f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきである。実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。都市計画税は廃止すべきである。
- g. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

(4)償却資産に関わる固定資産税の廃止

諸外国には例が少ないことを踏まえ、企業の国際競争力を削ぐことがないように、償却資産の固定資産税を廃止することを要望する。

なお、廃止までの間は、国税と同水準の免税点への引上げ、30万円未満の少額資産を対象から外すこと及び備忘価格（1円）までの償却を認めて欲しい。

(5)地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税收確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

万止むを得ない場合でも、対象資本金の額を会社法の定義に合わせ5億円以下に上げるべきである。また、いか

なる場合であっても、70%を超える企業が赤字経営に悩んでいる資本金1億円未満の企業にまで導入することは、断固、阻止すべきである。

(6) 地方税体系の簡素化と徴税・納税手続の国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また、申告・納税及び徴税手続を簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続を一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず、県民税と市町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することも止むを得ないとする。

将来的には社会保険料の徴収を含めて一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等で更に効果が期待できる。

(7) 非上場株式の少額配当への住民税課税の廃止

平成15年度の税制改正において、非上場株式の少額配当に係る住民税の所得割について非課税措置が廃止された。従来、少額配当は非課税で申告不要であったものが、住民税については自分で申告納税しなければならなくなった。

このような税制は直ちに廃止すべきである。

(8) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。事業所税の廃止に至る迄の間は、少なくとも免税点方式を基礎控除方式に改め、延納制度を認めること。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、当初の徴税目的は地震対策のためであったが、現在は道路の整備が主な用途となっている。

道州制推進の障害要因ともなるので、早急に廃止することを強く要望する。

(9) 自動車取得税・自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、自動車取得税と自動車重量税については廃止することを要望する。

5. 消費税制のあり方

消費税率の引き上げについて項目別に次の通り要望する。

(1) 複数税率導入について

複数税率は欧米諸国での適用例は多いこともあり、早めの準備をして適用税率10%時に複数税率の適用を要望する。

ただし、複数税率は事務負担が大きく、また課税対象の線引き等に課題が多い。複数税率導入に際しては、十分な議論と検討を行い、一般国民に納得性のある説明を要望する。

尚、消費税導入当時から検討されていたインボイス方式への切り替えを行うべきである。

(2) 外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」に併用が認められているが、中小事業者にとって消費税の引上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3) 住宅取得の際の適用について

住宅取得は最低限必要な生活のための消費であり、過大な消費税の負担額は避けるべきであることから、低い税率を適用するか還付対象とすべきである。ただし、1軒目だけの適用が適正である。

(4) 簡易課税制度と事業者免税点制度について

簡易課税制度のみなし仕入れ率は一部事業に対して見直しがされるが、消費税率引上げによる益税の問題もあり、簡易課税制度対象となる売上高及び事業者免税点の引下げを要望する。

6. 印紙税の廃止

取引のグローバル化や電子取引の進展（IT化）等に伴い、事務手続を含めた税制全般について見直す必要性が生じている。

特に印紙税は、電子商取引の出現により課税客体である文書が無くなる訳であり、次第にその存在意義を失ってきている。平成26年度より一部印紙税の軽減措置が拡大されたが、海外での契約書の作成調印やネット取引による印紙税の節約傾向が強まるなか、印紙税は廃止すべきと考える。

7. 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂"小さな政府"の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。

その一案として、昨年に引き続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大巾に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、"小さな政府"の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。

8. 環境税のあり方

環境問題は、分野的にも地域的にも広汎かつ多面的な関連を有する問題であり、その税制上の対応については性急に論ずる問題ではない。従って社会トータルの問題として、環境問題個々の状況に応じて、巾広く慎重に検討すべきものとする。

環境税制について論ずる前に、環境の良化や保全に貢献するためにした経費を損金に算入できる措置や補助金の支給または助成する措置を考えるべきである。

また、平成24年度税制改正に組み入れられたが、地球温暖化対策のため石油石炭の税率の上乗せについては、暫定税率が残っている中での適用であり、暫定税率を含め廃止すべきである。

9. マイナンバー制度の導入

マイナンバー制度は、納税者の所得及び資産を把握するためには効果的な制度である。特に、利子所得、配当所得及び有価証券譲渡益の源泉分離課税から総合課税への移行時などの資産課税税制の一本化や社会保険料の徴収において、当局にとって極めて効率的かつ有効な制度である。

平成28年1月からマイナンバー法の下で利用が開始されることになったが、新たな番号制度の導入にあたっては、各行政上の既存番号制度との統合を図るなど、効率化を図るべきであり、単純な増設的制度導入は避けてほしい。しかし、本制度は単に税制にとどまらず、導入・運用費用の増嵩、国内資金の海外シフト等の懸念に加え、個人情報保護等、国民生活に影響を及ぼす大きな問題を孕んでいる。導入の検討にあたっては、関係省庁は決して縦割組織で対応することなく、省庁間の連携を密にした横割組織で対応することを強く要望する。

また、マイナンバー制度で得られた情報は公的機関が保有するのみとし、民間への転用は禁止し、様々な情報と状況を国民に対して十分に説明することを要望する。。

10. 電子申告・納税制度のあり方

平成16年度から開始された電子申告・納税制度は、企業や税務当局にとって事務効率の改善等につながる有益な制度であり、"e-Tax"については、かなりの伸展が見られている。

しかし、ユーザー側にとっては、いまだ情報管理やシステムに係るセキュリティの問題や初期投資費用の問題等に加え、取扱方法を新方式へ変える抵抗感等が絡み、当初計画通りに伸展していない部門がある。

電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税と地方税の取扱いを一体化することは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

また、同制度の普及のため、電子証明書の有効期間を5年に長期化することや同証明書発行費用・住基カード更新費用等の無料化あるいは負担還元を検討する必要がある。

11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されている。また、時価会計、税効果会計や減損会計が導入され、その取扱内容が一層乖離してきている。同様のことが国税と地方税の取扱いでも見受けられる。また、将来、国際財務報告基準（IFRS）が導入される見込みであり、日本基準と合わせて開示が必要であるため、企業会計の事務負担や会計処理の煩雑さがますます増大すると考えられる。

企業経営の健全化、企業の事務負担の軽減等の観点から、企業会計と税務会計は勿論のこと、国税と地方税間の整合性も図るべく真摯な検討と国際財務報告基準への対応を含めた関連法令の改定を要望する。また、商法・会社法等の関連法令の改正や制定により税法との取扱いにおいて、乖離が目立ってきている。官庁の縦割組織による法制化姿勢を是正し、関連する法令については、官庁間で事前に調整を行う等、法令間の整合性を図ることを併せて要望する。

個別事項

1. 法人税

(1)交際費について引き続き、次を要望する。

a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。

また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引上げること。

b. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2)引当金の損金算入について

a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について（基本事項(9)から）

法人税法では退職給与引当金及び適格年金制度を廃止する一方、所得税法では退職金に対する手厚い非課税枠を設けるなど、取扱いにミスマッチが見られる。

企業負担を軽減するとの観点から、退職給与引当金の復活を強く要望する。

b. 賞与引当金の損金算入について

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

c. 東日本大震災のように、自然災害から生じる被害は経済活動に大きな影響を及ぼす。そのため、自然災害に備えた無税の引当金の創設を要望する。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引上げるとともに、当該金額限度額を300万円に引上げ、損金処理を認めること。

b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。

現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入とすることを要望する。

(4)事業年度を跨がった場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨がった場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、費用計上ができるようにすること。

(5)減価償却関連事項として次を要望する。

a. 法律・条例等により設備を改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。

b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、日進月歩のソフトウェアの性格から取得時の一括損金算入を認めること。

(6)事業税の損金処理について

事業税は納付時点の損金処理となっているが、事業税の金額は税効果会計により申告書提出時点で確定するので、所得金額をより実態に近づけるためには、申告調整時点で発生年度の損金処理ができるようにすること。

また、当期の損金として引当金計上した場合は、損金として認めること。

(7)貸倒損失の損金処理できる特例について

平成23年度税制改正では、貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(8)研究開発支援税制の本則化について

ものづくり日本にとって、国際競争力を維持・強化していく上において、研究開発投資は極めて重要なものである。研究開発支援税制は、わが国が国際競争力を保持していく上で有効な税制であり拡充すべきである。また、時限措置でなく本則化すべきである。

- (9)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引下げられ、売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。
- (10)外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は出資比率25%以上となっている。現地資本及び国内複数会社での合併出資等の例を考慮した場合、出資比率は20%以上に引下げるべきと考える。
- (11)リサイクル料の損金算入を認めること。
- (12)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%に引下げること。
- (13)会社立て直しのために債権放棄した場合、「債務免除益」として課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過した部分に相当する金額については益金不算入とすること。
- (14)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。
- (15)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。
- (16)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。
- (17)災害見舞金への課税免除について
激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

2. 所得税

- (1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する
- 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。現行の基礎控除額38万円は低すぎる。
生活保護給付等と比較し、増額すべきである。
 - 配偶者控除の廃止が検討されているが、今後廃止される場合でも一定年齢以上の高齢者については配偶者控除の制度を残すこと。
また、労働力確保の観点及びパートタイマー等の源泉課税を前提に、配偶者がパートタイマーである場合の非課税限度額を現行の103万円から150万円程度まで上げるとともに配偶者特別控除の年収限度を上げること。
 - 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
 - 基本事項でも述べたが、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。
所得制限を設けることは止むを得ないが、合計所得金額が500万円以下の高齢者に限って、従来どおり50万円の老年者控除を認めること。
 - 高齢者の受け取る生命保険（含む共済）の満期返戻金や年金等について、非課税または軽減措置を講ずること。
 - 医療費控除の最高限度額を300万円に上げるとともに、足切り限度の定額基準10万円を5万円に引下げること。
- (2)使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。
- 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に上げること。
 - 役員や使用人に支給する昼食代負担額の非課税限度額を7,000円に上げること。
- (3)退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ上げるとともに、標準年数者（30年）の控除額1,500万円を2,000万円に上げること。
- (4)給与所得者の申告について主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に上げingことを要望する。
- (5)社会保険診療報酬の特例措置は、平成25年度税制改正でも更なる特定者に対する優遇措置（現行5,000万円が7,000万円に）がなされたが、産科・小児科及び過疎地域の医師を除き概算経費率による計算は廃止すべきである。
- (6)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6ヵ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ上げること。

(7)源泉所得税に関する事項として次を要望する。

- a. 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。
- b. 給与の源泉徴収票の税務署への提出は、現行の「500万円を超えるもの」から「1,000万円を超えるもの」と改定すること。また、源泉所得税の源泉徴収にかかる納期の特例について「常時使用する者10人未満」を「常時使用するもの20人未満」に拡大すること。

(8)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

- a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に上げること。また、譲渡所得の税率を特別控除後の譲渡益の10%に引下げること。
- b. 譲渡所得の特別控除を大巾に上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に上げること。
- c. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5千万円から1億円に上げること。

3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。

また、夫婦間の相続について、不動産取得税は非課税とすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用（弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4)相続税基礎控除額については、平成25年度税制改正（平成27年1月施行）で「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられたがむしろ上げるべきである。

相続税基礎控除額を現行の5,000万円から1億円に、法定相続人1人につき1,000万円を2,000万円に上げること。

(5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、現行の税額控除額・年10万円はいかにも低過ぎるので、60万円程度に上げること。また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで上げること。

(6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を3,000万円に上げること。

(7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

- a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
- b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで上げること。
- c. 非上場株式の評価においては、純資産価格及び類似業種比準価格の調整率を、現行の70%から20%程度迄引下げること。
- d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。
- e. 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。

(8)準確定申告及び納税期限を4ヶ月から6ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に上げること。

また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10)直系尊属からの生前贈与や高齢者から若年層への資産移譲を促進するためには、平成25年度税制改正にある最高税率55%（現行50%）の新設は実施しないことを要望する。

(11)また、贈与税の非課税枠を110万円から200万円に上げることがを要望する。

(12)相続後の一定期間内に被相続人から保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更生の請求ができるようにしてほしい。

(13)平成26年度の税制改正で、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直しが行われることとなったが、これを従前の戻すこと。

4. 地方税

(1)法人・個人住民税について次を要望する。

a.基本事項でも述べたとおり、住民税は国税の付加税として一本化すること。

b.法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。

c.個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

(2)市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。

(3)県民税の利子割は納付内容が煩雑なため、国税に吸収し一本化すること。

(4)自動車税関連事項として次を要望する。基本事項でも述べたが、自動車取得税と自動車重量税の廃止を要望する。

(5)現在の土地の評価は、公示価格を基準に算定され、調整措置のうえ課税されているが、実態に即していない。公示価格、路線価、固定資産税評価額を一元化すること。（一物一価）

(6)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

また、法人の減価償却資産の申告にあたっては、毎年1月1日直前の事業年度末における帳簿価格によることと改定すること。また、提出期限は2月末日迄とすること。

(7)公益・一般社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。

(8)地方税（住民税、事業税）については、欠損金繰戻し還付制度を設けること。また、併せて延納制度も設けること。

(9)2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。

また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。

(10)ふるさと納税の取扱方法は、各自治体によって異なる。手続きを簡素化するとともに、全国統一の取扱方法とすること。

(11)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。

また、常時、縦覧できるようにすること。

(12)ゴルフ場利用税を廃止すること。

5. 消費税

(1)消費税制において免税点制度、簡易課税制度等で改正が行われ、納税義務者が増加することになったが、反面、消費税の滞納が大巾に増えることが懸念される。

この消費税の滞納を防止するためには、所得税の源泉徴収方式を取り入れるなどの施策を要望する。

- (2)消費税の確定申告書の申告期限及び納付期限の延長を法人税と同様、事業年度終了後3ヶ月以内とすること。
- (3)消費税の各種届出書の届出内容は複雑で、現行の提出期限（課税期間の開始日の前日）迄に届出の是非を適切に判断することは困難である。提出期限を消費税の前年度の確定申告書の提出期限迄延長すること。
- (4)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税の是正。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

- (1)印紙税は文書内容により税額が異なり、課税文書の課否判断が非常に難しい。
簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。
- (2)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に上げること。
- (3)約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に上げること。
- (4)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、また7号文書（継続的取引となる契約書）を含めて一律200円にすること。
- (5)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以上

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム **e-Tax**

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディ

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

祝 富士山世界遺産登録 2周年記念

静岡県民370万人に贈る記念プラン

「富士山に乾杯！」

◆ご夕食
●[特選]和・洋・中バイキング / 静岡麦酒(生ビール)・烏龍茶・オレンジジュース飲み放題(～20:30)

◆設定日
●7月…1(水)・2(木)・3(金)・10(金)・14(火)・17(金)・20(月)・21(火)・22(水)・23(木)

◆ご宿泊料金 (大人1名様・1泊2食諸税込み)

	1室4～6名様	1室3名様	1室2名様
平・日祝	10,500円	11,500円	13,000円
金曜	11,200円	12,200円	13,700円

ホテルアンビア松風閣
焼津市浜当日海岸通り星が丘 〒425-0012
TEL054-628-3131

◎詳細は専用チラシをご確認ください。

静岡県・市町からのお知らせです

個人住民税の特別徴収義務者の皆様へ

地方税法等の規定により、所得税の源泉徴収義務者は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

特別徴収義務者である事業者様には、5月31日までに、市町から「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。(下記の表の③)。

今後の手続きについては、下記の表および県のホームページをご覧ください。

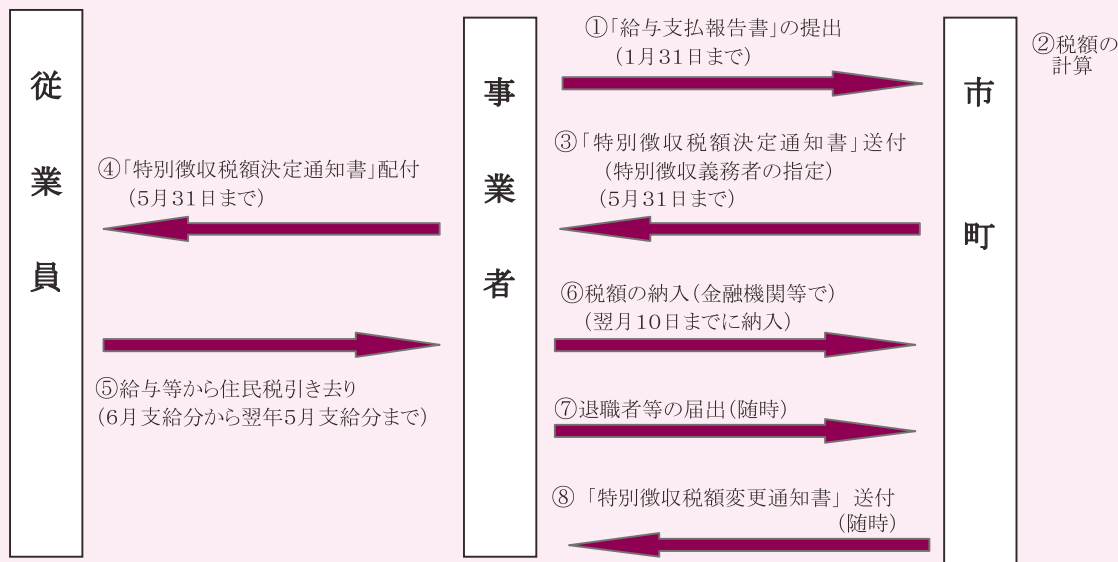
(県ホームページの「県政情報」→「県政・県税・出納・監査」→「県税のしおり」→「個人住民税の特別徴収制度」と進んでください。)

引き続き、個人住民税の特別徴収にご理解とご協力をよろしく申し上げます。

個人住民税の特別徴収(給与天引)について

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収(給与から引き去りして納める)することが法令で義務付けられています。(アルバイト・パートに関わらず、所得税が源泉徴収されている従業員の方は原則、特別徴収による納付となります。)

【個人住民税の特別徴収制度の概要】



従業員が退職、就職などで特別徴収額が変更となる場合には、従業員の1月1日現在の住所地の市町にその旨ご連絡をお願いします。

問い合わせ先等詳しくは県のホームページをご覧ください。

地方法人税が創設されました

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、**平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から**、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書をつつの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

(1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

(2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

(算 式)

$$\text{課税標準法人税額} = \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ + \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10の外書」欄}$$

(3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に 4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるとときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができません。

(4) 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

(注 1) 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

(注 2) 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

(5) 中間申告

平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

平成 26 年 9 月
国 税 庁

地方法人税申告書の様式

◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一(三)までの各様式(以下「別表一(一)等」といいます。)の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください(別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しています。)

◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

平二十六・十・一以後開始事業年度等分(注)

(注) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成26年4月1日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

◎ 本内容に関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

換価の猶予

国税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に
該当するときは…

その国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、
1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する国税以外に、既に滞納となっている国税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。
※申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用されます。
※上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

納税の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額
が確定したこと

などにより、国税を一時に納付することができないときは…

所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が
認められる場合があります。

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。
※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税
の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
国税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受ける
ことがあります。

申請の手続

▶提出する書類

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

- ③ 担保の提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

▶申請の期限

- ・換価の猶予：猶予を受けようとする国税の納期限から6か月以内
- ・納税の猶予：表面①から④に該当する場合の納税の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
表面⑤に該当する場合の納税の猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後、納付すべき税額が確定した国税の納期限(修正申告書を提出する日など)までに申請してください。

▶猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、税務署から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、税務署から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。国税通則法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や税務署長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・税務署長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所轄の税務署に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

●上記の内容は、平成27年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。

●詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

「猶予の申請の手引き」は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご利用いただけます。

●社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申請書等にも番号の記載が必要となり、納税の猶予又は換価の猶予の申請書については、平成28年1月以降に提出するものについて、個人番号又は法人番号を記載していただく必要があります。

社会保障・税番号制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。

法人会活動

平成27年1月14日～5月20日

放送局

このマークは当会のホームページ内の「e講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e講演放送局 音声講演一覧

検索

ユーザー名:koen パスワード:hoso (パスワードは****と表示されます。)

全法連・東海法連・静岡県連

1月29日 第44回静岡県法人会運営研究会
会場 / ホテルアソシア



3月6日 第69回東海法人会連合会大会
会場 / 岐阜グランドホテル



4月16日 第10回全国女性フォーラム 福岡大会
会場 / ヒルトン福岡シーホーク



本会

1月14日 新春講演会
演題「どうなる日本の政治と経済」
講師 / 政治評論家 有馬晴海氏
会場 / ホテルアンピア松風閣



1月27日 税務講習会
テーマ「会社の決算と申告」
講師 / 東海税理士会藤枝支部 税理士 大野克治氏
会場 / 藤枝市生涯学習センター



2月13日 パソコンセミナー後期
テーマ「ネットマーケティング活用講座」
講師 / (株)サンロフト Web システムアドバイザー 望月翔太氏
会場 / 焼津市文化センター



2月18日 税務講習会
テーマ「消費税にまつわるあれこれ」
講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 浦田芳弘氏
会場 / 焼津市文化センター



4月22日 新入及び社員研修講座
第1部「社員の心得」
講師 / (株)フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子氏
第2部「社会人と税」
講師 / 藤枝税務署 副署長 服部考一朗氏
会場 / 焼津市文化センター



放送局

5月20日 第3回定時総会並びに記念講演会
テーマ「日本は良くなるか」～政治と経済の行方～
講師 / 時事通信社解説委員 田崎史郎氏
会場 / ホテルアンピア松風閣



青年部会

1月19日 新春講演会

演 題 「文化の違いを楽しみに変える。人生は素晴らしい～未来への道～」
講 師 / ミュージシャン ホベルト & ミカ 氏
会 場 / 小杉苑



5月13日 第3回全体会並びに記念講演会

演 題 「農業が日本の未来をつくる!」～農業×ANYで地方創生～
講 師 / ㈱エムスクエア・ラボ 代表取締役 加藤百合子 氏
会 場 / 小杉苑



女性部会

放送局

放送局

1月22日 新春講演会

演 題 「富士山と共に生きる」～女神の山の魅力と課題～
講 師 / 常葉大学 社会環境学部 教授 山田辰美 氏
会 場 / ホテルアンピア松風閣



2月3日 税金教室

テーマ 「相続税・贈与税のしくみと改正」
講 師 / 藤枝税務署 資産課税部門統括国税調査官 山下 功 氏
会 場 / 焼津市文化センター



5月14日 第3回全体会並びに記念講演会

演 題 「世界一のサプライヤーになる」～迷った時に立ち返る言葉～
講 師 / ㈲ブルーコーナー 代表取締役 石垣幸二 氏
会 場 / ホテルアンピア松風閣

